

## 「第8期松伏町推奨特産品認定商品」を募集します

問合せ：松伏町商工会 ☎992-1771

応募いただいた商品は、認定基準に沿って審査を行います。認定されると、パンフレットやポスター、商工会ホームページ、町内外のイベント等を通じて広くPRします。

幅広く愛される松伏町ならではの魅力ある逸品の応募をお待ちしています。

■**審査の対象**/食品に限りません。松伏産の原材料を使用した製品、又は製造並びに加工の最終段階が松伏町で行われた商品

■**認定期間**/2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)

■**申請方法**/所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、手数料と商品の写真(データ可)を添えてお申し込みください。

■**申請手数料**/商品1点につき1,000円(認定後に登録料別途2,000円が必要です。)

■**締め切り**/平成30年8月31日(金) ■**認定審査会**/平成30年11月(予定)

■**申込み・問合せ**

松伏町商工会特産品等販路開拓支援事業推進委員会(松伏町商工会内)  
住所：松伏町田中2-4-8 ☎992-1771 □<http://www.ma224.net>



## 家庭ごみの分別・出し方について

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎991-1840

皆さんの家庭から出されるごみの分別にご協力をお願いします。

■**4月より金属ごみの分別収集が変わりました。各種スプレー缶は「危険ごみ」です！**

殺虫剤・カセットボンベ・ヘアスプレー缶などには、可燃性のガスが使われています。これらの缶は正しく廃棄しないと、とても危険なため、中身を使いきり、穴を開けずに「危険ごみ」として、「雑芥」の日に透明又は半透明の袋に入れ出してください。

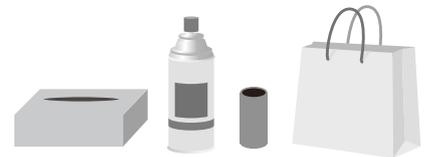
■**可燃ごみの中に埋もれる資源！**

包装紙・ティッシュペーパーの箱(ビニールの部分は取って)、トイレト  
ペーパーの芯、紙袋、ハガキ類などの雑紙は『古紙』の日に出しましょう。

■**生ごみの減量を！**

生ごみを捨てる前に水を切ってひとしぼりするなど、ひと手間かけ、  
ごみ袋の口をしっかりと縛って出してください。ごみが軽くなることや、汚水漏れや悪臭の軽減になります。

※種類ごとの出し方の詳細は、「ごみカレンダー」や町ホームページで、ご確認ください。



## 中小企業・小規模事業者等の皆さんへ 設備投資等に国の補助金をご利用ください

問合せ：環境経済課 商工担当 ☎991-1854

町では、中小企業・小規模事業者等の皆さんが、生産性の向上を図るための設備投資を行いやすくするため、「導入促進基本計画」を策定し、関東経済産業局から同意を得ました。

これにより、中小企業者等の方が作成した「先端設備等導入計画」を町が認定した場合、国の各種補助金、資金融資並びに税制の支援措置を活用し、生産性向上の設備投資を行なうことができるようになります。

制度の詳細や補助金の最新情報については、中小企業庁や埼玉県中小企業団体中央会のホームページ又は環境経済課商工担当までご確認ください。

なお、当該設備については、固定資産税を課されることとなった年度から3年度間は、課税標準額が0となります。

○先端設備等導入計画の認定フロー

